

ベルギーの優遇税制

1 ベルギー税制の特徴

ベルギーは、フランスとオランダの間にあり、国の面積では日本の10%弱、人口も1,000万人を少し超える程度である。正式な国名はベルギー王国で、立憲君主制である。また、EUの本部がベルギーの首都であるブルッセルにある。

日本との関係では、ベルギーの隣国オランダの方が歴史上、日本と長い関係（長崎の出島を通じての通商等）があり有名であるが、外務省の調査による在留邦人数では、ベルギーは、欧州諸国の中、英國、ドイツ、フランス、イタリアに次いで5番目の6,658名が滞在し、隣国オランダの在留邦人数である5,658名を上回っている（2006年10月1日現在：外務省による調査統計）。

また、2007年1月から、日本とベルギーとの関係では、両国間においてそれぞれの国で勤務する者の社会保障制度の二重加入の解消と年金加入期間の通算を行う社会保障協定が発効している。

このようなこと以外に、国際税務におけるベルギーの存在は大変重要である。ベルギーの税制は、隣国オランダを意識しているものと思われるが、両国共に資源がなく、海外からの企業誘致を図る観点から租税上の優遇措置（以下「優遇税制」という。）を講じていることである。さらに、2008年現在、締結している租税条約の数だけでも80を超えており、日本の締結数が50台であることと比較して、いかに多くの国と租税条約を締結しているかが分かる。例えば、ベルギーは、香港、サンマリノ等のいわゆるタックスヘイブン国とも租税条約を締結する一方、

日本が租税条約を締結していない台湾、モンゴルを始めとして、アフリカ諸国（アルジェリア、コートジボアール、モロッコ、セネガル、チュニジア）、南米諸国（エクアドル、アルゼンチン、ヴェネズエラ）とも租税条約を締結している。

2 ベルギーの法人税制の概要

法人税の基本税率は、2003年1月1日以降に開始された事業年度から33%である。アジアでは、シンガポールが2008年で18%である。また、オランダは2008年の法人税率が25.5%である。先進諸国で法人税率が高いのは、日本と米国であり、EU諸国を中心として、法人税率は全般に25%を割る状態にある。したがって、33%という税率は決して低税率とはいえないが、ベルギーの優遇税制を利用すると、税負担が大幅に軽減されることになる。EUで事業展開を図る多国籍企業等がベルギーを利用する理由の一つが、この優遇税制の利用である。

3 ベルギーの優遇税制

(1) 地域統括本部 (coordination center)

ベルギーにおける優遇税制として有名であったのが、この地域統括本部に係る税制である。地域統括本部とは、多国籍企業グループ各社のために販売促進、金融財務及びその他の管理事務のサービスを提供する法人である。この税制は所定の原価等に業種にかかわらず一定の利益率を加えて課税所得を算定する方式で、税負担が軽くなることの他に、グループ各社に支払う投資所得の源泉徴収免除等の優遇税制が適用されていた。しかしながら、2003年2月17日に、

Topics of International Taxation

地域統括本部の優遇税制を欧州委員会がEU法に違反する国家補助であると判断したこと等から、ベルギー政府は改正を迫られ、一定であった利益率を業種に応じて変える必要等が生じた結果、租税上の恩典が減少したといわれている。

(2) みなし利子控除 (Notional Interest Deduction)

この制度は、2005年に導入され、2006年12月31日以降に終了する事業年度から適用されているものである。法人が資金調達を行う場合、借入資本と出資による資本が調達源となる。借入資本の場合は、そのコストである支払利子について損金算入が認められるが、出資の資本については、支払配当になることから、税法上では損金不算入となる。

このような相違をなくす優遇税制として、ベルギーは、ベルギー法人及びベルギー国内に支店等の恒久的施設又は不動産を有する外国法人に対して、所定の事業活動に使用する資本を借り入れたものとみなして、その利息相当額の損金算入を認めるものである。

このみなし利子控除の対象となるものは、資本金、留保利益、準備金、繰越損益等を含み、自己株式、財務諸表上の投資勘定に記載される株式、ベルギーと租税条約を締結している国にある外国支店等の純資産及び不動産等を除いて計算する。適用利率は、適用前年のベルギー国債（10年）の利率が使われ、2008暦年に適用される利率は3.781%，2009暦年に適用される利率は4.307%である。

(3) 特許権等収入控除 (Patent Income Deduction)

特許権等収入控除は、2007年に導入され、2008年1月から適用とされている租税優遇措置である。ベルギー法人及び外国法人のベルギー支店等が所定の特許権から生じた所得の80%相当額を控除することができる。

この対象となる特許権は、自社で開発した特

許権、他社から取得した特許権で取得後に追加の試験研究費を要したもの、他社から供与された特許ライセンスで取得後に追加の試験研究費を要したもの、の三つの形態に適用される。したがって、この制度を利用するのであれば、ベルギーに特許権保有法人を設立すれば、この制度に伴う優遇税制の適用を受けることができるうことになる。

(4) 資本参加免税

所定の要件を満たす関係会社からの受取配当に関して、ベルギー法人及び外国法人のベルギー支店等は95%を免税とすることができる。

資本参加免税の要件は、株式所有要件（配当受領法人が配当支払法人の株式の10%又は120万ユーロの出資をしている場合）と株式保有期間要件（配当受領法人が配当支払法人の株式を最低1年以上所有しこれらの株式が財務諸表にも計上されていること）で、金融機関及び保険会社の場合は株式保有期間要件のみを満たせば資本参加免税を受けることができる。なお、この制度は、ベルギーの税制と比較して「著しく有利な税制」の適用を受ける国（EU加盟国を除く。）に所在する子会社からの受取配当については適用されない。この制度は、ベルギーに持株会社を設立するのに利用できるものである。

中央大学商学部教授

矢内 一好